

平成 23 年度
名護市教育委員会重点施策

名護市教育委員会

平成 23 年 2 月 1 日

目次

I	はじめに	1
II	基本方針	1
III	教育委員会の全体的な重点課題	2
IV	重点施策	3
第1	教育行政	3
第2	学校教育	3
第3	社会教育	5
第4	文化行政	6
第5	中央公民館	6
第6	中央図書館	7
第7	博物館	8
第8	市民会館	8

I はじめに

本市の教育を取り巻く環境は、教育施設の老朽化等をはじめ、児童生徒の学力低下や不登校、事件・事故、いじめ等の問題行動、家庭や地域の教育力の低下など厳しい状況にあります。また、外国語活動やキャリア教育及び特別支援教育等の教育テーマへの対応、独自の自然や文化を活かした生涯学習のための環境整備などに加え、ネット社会における新たな教育課題等が山積しています。

国内にあつては、教育基本法及び教育三法（学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、教育職員免許法及び教育公務員特例法）の改正と学習指導要領の改訂による新学習指導要領の移行措置（平成23年度小学校、平成24年度中学校完全実施）が実施されます。

また、教員免許更新制度や全国学力・学習状況調査の見直し、教職員定数の改善、高等学校就学支援等教育の充実のための環境は大きく変化している状況にあります。

重点施策は、こうした時代の流れの中で、名護市教育委員会が重点的に取り組む施策を掲げ、取りまとめたものであります。

II 基本方針

名護市では、平成21年3月に「第4次名護市総合計画」を策定し、本市の将来像の実現に向けた長期的な方向を示すとともに、名護市教育委員会では、平成21年7月に同計画を踏まえて「名護市教育基本計画」を策定し、平成21年度から平成25年度までの具体的な政策を示しました。

平成23年度重点施策は、「第4次名護市総合計画」、「名護市教育基本計画」及び「平成23年度名護市重点施策」との整合のもと策定を行いました。

教育委員会の役割・使命を確認した上で、子どもを主体とした教育の本質を見つめ直し、より良い教育・学習環境を提供していくことを基本方針として、次の施策を重点的に取り組んでまいります。

Ⅲ 教育委員会の全体的な重点課題

本市教育委員会では、教育に関する数々の課題を抱えているが、特に次の重点課題の解決に向け、教育委員会総力を挙げて取り組んでいく必要がある。

- 1 学力・体力向上の推進
- 2 情報通信技術（ICT）を活用した教育の推進
- 3 平成24年度二見以北小中一貫教育校の開校に向けた取組
- 4 複式学級の課題解消に向けた取組
- 5 学校・家庭・地域連携事業の推進
- 6 国指定重要文化財「津嘉山酒造所施設」修復保全・活用計画の推進
- 7 国指定天然記念物「名護のひんぷんガジュマル」風倒対策の実施
- 8 老朽化した校舎等の整備
- 9 新博物館建設の推進

IV 重点施策

第1 教育行政

1 目的

教育基本計画（平成21年7月1日策定）の基本理念及び基本計画などを基本に、教育委員会の全体的な重点課題等も踏まえ、各重点施策の実現に向けた必要な諸条件の整備を図るため、次の重点施策に取り組む。

2 重点施策

(1) 教育環境の整備と支援の充実

- ・ 効率的組織運営を図るため、予算の適正配分と人事による教育委員会事務局の円滑なる事業の推進
- ・ 「子ども夢基金」の活用による子どもたちの夢の実現の後押し
- ・ 文化・スポーツ面での児童生徒の県外派遣等に関する支援の充実
- ・ 「教育の日」の制定により、市民の教育に対する意識と関心を高め、学校・家庭・地域、社会全体での教育力向上の気運を構築
- ・ 学校給食の地産地消の推進
- ・ 学校給食施設再整備に向けた取組

(2) 学校教育施設の整備・充実

- ・ 平成24年4月開校予定の小中一貫教育校に向けた、校舎建設工事・運動場整備工事、既設校舎の改修工事の推進
- ・ 老朽化の著しい屋部小学校校舎の改築工事の推進
- ・ 老朽化で取壊した久辺小学校屋内運動場の改築事業の着手
- ・ 老朽化の著しい久志幼稚園の改築工事の着手
- ・ 適切な管理による安全・安心な教育施設・場所の提供
- ・ 武道ができる環境整備の検討

第2 学校教育

1 目的

生きる力を育む教育を目指すために、学校、家庭、地域社会における基本的な生活習慣の形成を基盤として、確かな学力の定着を図る。また、安全で安心して学ぶことのできる教育環境の中で、自他の生命を尊重し、他者を思いやることのできる豊かな人間性を身につけさせ、一人ひとりの個性や能力の伸長に向けて、次の重点施策に取り組む。

2 重点施策

(1) 確かな学力を身に付けさせる教育の推進

- ・ 教職員の資質向上を目的として課題を明確にした研修会の実施
- ・ 学習指導支援者の継続配置とその有効な活用
- ・ 小学校外国語活動研修会の実施
- ・ 市学力向上対策委員会の取組の充実と学校訪問等の工夫

- ・ 市指定研究校等の取組に関する支援と研究成果の普及
 - ・ 英語教育における名桜大学及び理科教育における沖縄工業高等専門学校との連携
- (2) 児童生徒理解に基づく教育の推進
 - ・ 教職員の生徒指導の充実を目的とした研修会の実施
 - ・ 教育相談業務の改善・充実と福祉部門との連携
 - ・ 児童生徒の日常的な諸問題に対する予防・解決のための関係機関との行動連携（中学校区ごとのネットワークづくりの推進・充実と「早寝・早起き・朝ごはん」運動の推進）
 - ・ 適応指導教室（あけみお学級）を中心とした不登校児童生徒への支援の推進
 - ・ 生徒指導支援者の継続配置とその有効な活用
 - (3) 自立や社会参加を行うための基礎を培う教育の推進
 - ・ 教職員の特別支援教育の充実を目的とした研修会の実施
 - ・ 特別支援教育支援者等の配置
 - ・ 就学指導體制を含めた、特別支援教育の校内体制の確立
 - ・ 学校現場における、特別支援教室「とうや」の積極的な開催
 - (4) 心豊かな人間性を育む心の教育の推進
 - ・ 道徳の時間と他の教育活動との関連を明確にし、「六論のこころ」を生かした道徳授業の充実
 - ・ 命のつながりを育み、心に響く人権・平和教育の充実
 - (5) 国際社会に対応できる人材の育成
 - ・ 望ましい言語環境の下での教育活動の展開
 - ・ 中学生海外短期留学派遣事業の継続
 - (6) 情報通信技術（ICT）を活用した教育の推進
 - ・ 情報モラル等の情報教育を推進するための研修会の実施
 - ・ 「参加する授業」及び「わかる授業」づくりを目的としたICTを活用した実践報告会の実施
 - (7) 平成24年度二見以北小中一貫教育校の開校に向けた取組
 - ・ 非常勤講師及びALTの配置による小中一貫教育に向けた支援
 - ・ 支援チームによる学校への教育課程研究等の支援
 - ・ 小中一貫教育校開校準備委員会を開催し、開校に向け、校歌、PTA会則等の検討
 - (8) 複式学級の課題解消へ向けた取組
 - ・ 新たに発生した安和小の複式学級について、その在り方を検討
 - ・ 源河小及び中山分校について、保護者地域との合意形成
 - (9) 学校教育と幼児教育との連携
 - ・ 幼児教育を担う「こどもの瞳が輝くまちづくり部（仮称）」との連携
 - (10) 幼児教育の充実
 - ・ PDCAサイクルに基づいた公立幼稚園運営の推進
 - ・ 幼稚園を取り巻く状況に応じた効率的な公立幼稚園運営に向けた取り組みの推進

- ・ 幼児教育力の向上や自己解決能力向上を目的とする実践的研修の促進
- ・ 幼稚園舎の余裕スペースを活用した保育所の分園や学童保育等の推進
- ・ 効率的な幼稚園運営を支える人事体制の確立

第3 社会教育

1 目的

地域社会全体で子どもを守り育むことや地域の教育力を高め地域力の再生を図ることを基本目標に、社会教育団体の組織の活性化による社会教育活動の充実、青少年の健全育成の推進、生涯スポーツ社会の推進のため、次の重点施策に取り組む。

2 重点施策

- (1) 社会教育団体の組織の活性化による社会教育活動の充実
 - ・ 地域の社会教育団体への支援のため、社会教育主事の支所配置
 - ・ 社会教育団体（子ども会・婦人会・青年会等）への活動支援
 - ・ 友好都市児童交流事業の推進
 - ・ 学校・家庭・地域連携事業（平成22年度は学校支援地域本部事業）の推進
 - ・ 放課後子ども教室推進事業の推進
- (2) 青少年問題における課題解決の推進
 - ・ 青少年問題に対する基本的な方針・計画の策定
 - ・ 深夜はいかい防止名護市民大会の開催
 - ・ 夜間街頭指導の実施（全県一斉夜間街頭指導、夏祭り夜間街頭指導、桜祭り夜間街頭指導）
- (3) 青少年の健全育成の推進
 - ・ 少年の船事業を県外から県内研修に移行し、多くの児童・生徒が参加可能な自然体験活動を重視したプログラムの実施
 - ・ より充実した成人式の開催
- (4) 市民一人ひとりが気軽に親しむ生涯スポーツの推進
 - ・ 多様な生涯スポーツ事業の実施
 - ・ 市民のスポーツニーズに対応するため、体育指導委員の資質向上と組織の強化
 - ・ 地域の子どもと成人・高齢者が共に参加し「健康づくりと地域づくり」をめざす総合型スポーツクラブの育成を推進
- (5) 市民に夢と希望を与える競技スポーツの推進
 - ・ 名護市体育協会をはじめ、学校体育団体、各種競技スポーツ団体と連携を図り、トップアスリートの育成・強化と指導者の養成・確保
- (6) 社会体育施設の整備拡充と利用の推進
 - ・ 社会体育施設の修繕整備の推進

第4 文化行政

1 目的

文化の担い手は常に市民である。その一人ひとりが主体的に生きいきと活動することにより豊かな文化の創造につながり、その活動を支援することが行政の役割である。

身近な自然を保護し、先人が育んできた歴史・文化を市史にまとめ、平和を願い、次世代の担い手とともに継承・活用する施策を推進し、その環境づくりに努めるため、次の重点施策に取り組む。

2 重点施策

(1) 文化財の保全・活用

- ・ 市内遺跡詳細分布調査（辺野古ダム周辺地域・名護グスク詳細地形測量調査）の実施
- ・ 埋蔵文化財保存活用整備事業の充実を図り、考古資料を活用した教育普及活動や展示・公開スペースの整備の推進
- ・ ひんぷんガジュマル倒木対策事業として、支柱・工作物等の詳細設計及び施工の実施
- ・ 国指定重要文化財「津嘉山酒造所施設」保存修理事業の着手

(2) 市史編さん事業の推進

- ・ 名護市史本編8『芸能』及び文献資料集5『土地租税制度 上』の刊行
- ・ 調査研究、特に「戦後生活史編」の調査の推進
- ・ 行政資料（歴史的文書）の収集整理

(3) 教育普及活動の推進

- ・ 「戦争編」と連携し、平和学習「高校生とともに考えるやんばるの沖縄戦」の企画
- ・ 「芸能編」の成果について市史セミナーでの報告
- ・ 民話紙芝居の製作や字誌編さんへの支援

第5 中央公民館

1 目的

中央公民館は、市民に身近な社会教育施設として、「集い」「学び」「つなぐ」機能をさらに充実させ、生涯学習機会の提供や家庭教育の充実、地域公民館との連携事業を通して、「地域力」の再生を目指し、地域社会や市民ニーズに対応した公民館機能の充実を図るため、次の重点施策に取り組む。

2 重点施策

(1) 生涯学習機会の充実

- ・ 専門的技能をもった地域の人材を活用し、子どもや親が体験的に学ぶ場として、「子ども・親子講座」の実施
- ・ 社会の変化に対応した課題として、市民とともに学習や体験する機

会を提供するため、「公民館提案講座」の実施

- ・ サークル団体が、自主的に活動できるよう支援するとともに、学習成果を発表する機会の提供
 - ・ あらゆる世代にとって身近で、利用しやすい学習拠点として、環境美化や維持管理の充実
- (2) 家庭教育の充実
- ・ 子育てについての課題や悩みを解消するため、地域や学校等と連携し、その場に出向き「課題別子育て講座」を実施
 - ・ 子育て情報を子育て応援メールマガジン（毎月）で配信
- (3) 地域公民館との連携
- ・ 名護市公民館連絡協議会と連携し、公民館活動を支える人材を育成するため、公民館職員等研修会を実施
 - ・ 地域や各種団体の要望（講座提案）を受けて、「地域移動講座」を実施
- (4) 地域公民館（コミュニティー施設）の管理・支援の充実
- ・ 各地域公民館から提出される利用状況報告書を基に、状況に応じ適宜、適正な利用について支援

第6 中央図書館

1 目的

市民の需要や社会問題、課題等に目を向け、市民に役立つ開かれた図書館として、図書資料の充実や移動図書館の利用促進に努める。また、中央図書館を拠点として、学校図書館・地域公民館・教育関連機関との協力・連携を図り、読書環境の整備を図る中で、児童生徒に読書の楽しさを伝え、市民やボランティアに学ぶ機会を提供するため、次の重点施策に取り組む。

2 重点施策

(1) 図書館サービスの充実

- ・ 図書館サービスの基本である貸出を中心に、図書資料・情報収集を積極的に行い、登録、返却、レファレンス（読書案内）、リクエスト（予約）サービス等を充実
- ・ 図書資料の有効的活用を考慮し、学校図書館や地域公民館、企業等への団体貸出の促進
- ・ ボランティアや職員によるお話会を開催し、児童生徒に読書の楽しさを伝えるなかで、自分だけの大好きな本「私の一冊」の奨励や、各家庭に「座右の絵本（本）」の設置を推進

(2) 移動図書館（がじまる号）の利用促進

- ・ 本館を日常的に利用できない地域の小中学校、保育園、地域公民館を利用者のニーズに合わせて巡回し、連携を図りながら読書習慣活動を推進

第7 博物館

1 目的

「名護・やんばるの生活と自然」をテーマにした生涯学習の拠点として、博物館が持つ4つの機能（①展示、②資料収集・保管、③教育普及活動、④調査研究）を十分に活かし、学校や地域との連携を深めた活動を行うとともに、新博物館建設を推進するため、次の重点施策に取り組む。

2 重点施策

(1) 博物館利用の推進

- ・ 「名護・やんばるのくらしと自然」をテーマとした企画展の開催
- ・ ぶりでい子ども博物館の実施
- ・ 「名護・やんばるのくらしと自然」をテーマにした講演会等の実施
- ・ 教育機関の実施する博物館を活用した授業への対応の強化
- ・ 博物館を拠点に活動している市民サークルとの連携の強化

(2) 新博物館建設の推進

- ・ 建設候補地の選定及び基本計画の策定
- ・ 新博物館建設を見据えた資料の収集と整理

第8 市民会館

これまで培ってきた芸術文化の蓄積を活かし、新たな芸術文化を創造する活動を支援する。そのため、市民会館を市民、芸術文化団体、アーティストなど様々な出会いが生まれる「交流の場」として、芸術文化の交流を促進するとともに、今後も引き続き子どもへの芸術活動・鑑賞の施策を充実させ、福祉、環境、まちづくりなどの活動と連携し、幅広い分野への普及活動を目指す。また、芸術活動に必要な人材や情報・ノウハウを提供し、効率的な施設運営を図る。

2 重点施策

(1) 芸術文化を創造するための環境づくりの推進

- ・ 新たな芸術文化活動の創出
- ・ 子ども芸術支援事業・アウトリーチ事業をさらにステップアップするための支援が行なえる機能の充実や機会の提供
- ・ 市民参加型事業・交流事業の展開

(2) 市民会館の管理・運営の充実

- ・ 市民・利用者の意見を施設へフィードバックする体制の強化
- ・ 非常時における安全対策や防災対策などに十分に配慮した施設や設備の維持管理

